

札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領

平成 14 年 9 月 11 日 助 役 決 裁
最近改正 平成 31 年 3 月 22 日 財 政 局 長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要領は、札幌市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定及び通知の対象工事)

第 2 条 評定の対象とする工事は、札幌市工事施行規程（以下「施行規程」という。）第 2 条に定める工事とする。

2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が 5 0 0 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、施行規程第 1 7 条に定める工事主任とその上司及び施行規程第 2 5 条に定める検査員とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定は、請負工事成績採点表（以下「採点表」という。）別記第 1 号様式によって行うものとする。

2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

(評定等の提出)

第 5 条 評定は、工事主任とその上司にあつては監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつてはその工事の検査（打切検査、部分検査、臨時検査を除く）を行ったとき、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに採点表、工事施工成績の評定結果（別記第 2 号様式）及び項目別評定点（別記第 3 号様式）を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を経由して、契約担当部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 市長は、評定者から採点表の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（別記第 2 号、3 号様式）を通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 市長は、第 6 条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を請負者に通知することができる。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた請負者は、第6条は受渡書を取り交わした日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面(別記第4号様式)により回答するものとする。

3 前項の回答をする場合、別に定める請負工事成績評定に関する評価委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求に係る通知)

第9条 市長は、前条第2項の回答を行う場合、請負者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を含む。)以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、市政刊行物コーナー(行政情報課内)の閲覧場所において、別記第2号様式の写しを、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。

3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。

4 第8条の規定により請負者が提出した書面及び本市が回答した別記第4号については、本条第1項の規定を準用する。

(過年度の評定結果の通知)

第11条 平成14年10月1日以降に契約した工事以前の評定結果について、工事の請負者は、市長に対して、評定結果の通知を請求することができるものとする。ただし、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限るものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該工事の請負者に対して、評定結果(別記第5号、6号様式)を通知するものとする。

(再交付)

第12条 市長は、評定結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、再交付の請求があったときは、写しの交付を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日以降に契約する工事及び平成 15 年 4 月 1 日以降にしゅん功する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

請負工事成績採点表

局 部 課

工事番号		() 第 号		工 種		工事内容		契約金額 (最終)																										
工 事 名								契約工期		平成 年 月 日から平成 年 月 日		完成年月日		平成 年 月 日																				
請 負 者 名																																		
考 査 項 目		工 事 主 任					工 事 主 任 の 上 司					検 査 員 ()					検 査 員 ()					検 査 員 (しゅん功)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ (20.0)																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ (7.0)																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点					± . 点												
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点					④ . 点												
評 定 点 計		① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4 = 点																																
7. 法令遵守等 ※7							点										点																	
総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※8						履行 不履行 対象外																											
総合評価 ※9	市内企業施工確認																達成 未達成																	
評定点合計 ※10		○評定点計 (点) ±法令遵守等 (点) - 市内企業施工確認 (点) = 点										総 合 評 定 点					点																	
作 成 日		平成 年 月 日					平成 年 月 日					平成 年 月 日					平成 年 月 日																	
所 見 ※5		(工事主任)					(工事主任の上司)					(検 査 員)					(検 査 員)					(検 査 員)												

※1 65点 + 1.~3.の評定 (加減点合計) + 項目4.~6.の評定 (加減点合計) = 評定点

- ※2 各評定点 (①~④) は小数第1位まで記入する。
- ※3 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、工事主任からの報告を受けて工事主任の上司が評価するものとする。
- ※4 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※5 4.、5.、6. は加減点評価のみとする。
- ※6 所見は特筆すべきことがあった場合、また評定点が80点以上、65点未満の場合は必ず記載するものとする。
- ※7 各考查項目は、考查項目別運用表の項目により採点する。請負者が自主的に実施している場合に評価するものとし、監督職員からの指導や助言により実施したものは評価の対象としない。採点は検査員に先立ち、工事主任、工事主任の上司が行い、検査員はしゅん功前に行った検査 (中間検査等) の内容も踏まえて、しゅん功検査時に行う。
- ※8 法令遵守等の評価は、工事主任の上司と検査員が行う。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
- ※10 市内企業の施工比率を規定した総合評価入札工事において、当初申告された市内企業の施工比率が達成されていない場合は、『未達成』を選択する。
- ※11 評定合計は、四捨五入により整数とする。

室 長	課 長	係 長	部 長	課 長	係 長	工 事 主 任

契約の相手方
商号又は名称 様
代表者氏名

札幌市長 （ 氏 名 ）

請負工事成績評定の結果について

貴社が受注した下記工事について、札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領に基づき
評定した結果を通知します。

記

1 工 事 名

(工事発注課)

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 しゅん功検査年月日 平成 年 月 日

4 評 定 点 ○○ 点

※ なお、評定結果に疑問があるときは、本市に対して説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、受渡し日の翌日より起算して14日以内（土曜日、日曜日及び
祝日を含む。）に、工事名等を明記のうえ、質問事項を記載した書面を下記の問い合わ
せ先に提出してください。

お問合せ先
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市財政局管財部工事管理室
TEL 011-211-2462

項目別評定点

工事名

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形, 出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等		0
評定点		100 / 100 点

札工管第 号
平成 年 (年) 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

札幌市長 (氏 名)

請負工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に不服があるときは、その旨を付して、この書面の回答を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し書面により再説明を求めることができます。

記

1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事

2 疑問に対する回答

3 送付及び手続き等の問合せ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部工事管理室 宛

TEL 011-211-2462

第5号様式

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名 様

平成 年 (年) 月 日

札幌市長 (氏 名)

請負工事成績評定結果の証明通知

下記工事について、札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領に基づき評定結果を証明します。

記

1 工 事 名

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 しゅん功検査年月日 平成 年 月 日

4 評 定 点 ○○点

お問合せ先
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市財政局管財部工事管理室
TEL 011-211-2462

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形, 出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等		0
評定点		100 / 100 点

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形, 出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		0
評定点		100 / 100 点

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.2 点
	II. 配置技術者	/ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 11.7 点
	II. 工程管理	/ 9.3 点
	III. 安全対策	/ 10.7 点
	IV. 対外関係	/ 3.4 点
3. 出来形, 出来ばえ	I. 出来形	/ 13.9 点
	II. 品質	/ 15.9 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 高度技術(加点のみ)	I. 高度技術力	/ 7.8 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.4 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 6.4 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		0
評定点		100 / 100 点

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.2 点
	II. 配置技術者	/ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 11.7 点
	II. 工程管理	/ 9.3 点
	III. 安全対策	/ 10.7 点
	IV. 対外関係	/ 3.4 点
3. 出来形, 出来ばえ	I. 出来形	/ 13.9 点
	II. 品質	/ 15.9 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 高度技術(加点のみ)	I. 高度技術力	/ 7.8 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.4 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 6.4 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評定点		/ 100 点

第6号様式-5(平成12年度以前)

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 10.299 点
	II. 現場代理人	／ 4.715 点
	III. 主任(監理)技術者	／ 3.965 点
2. 施工状況	I. 施工状況一般	／ 14.590 点
	II. 工程管理	／ 10.298 点
	III. 安全管理	／ 12.047 点
	IV. 対外関係	／ 4.711 点
3. 出来形及び品質	I. 出来形	／ 13.125 点
	II. 品質	／ 13.125 点
4. 出来ばえ	I. 出来ばえ	／ 13.125 点
評定点	(四捨五入)	／ 100 点